社説 Editorials

成立ありきの粗雑審議

特定秘密保護法案

2013・11・16

特定秘密保護法案の審議が衆院の特別委員会で続いている。自民、公明の与党は、来週中に衆院を通過させる構えだ。

審議を聞くにつけ、この問題だらけの法案を、こんな粗雑な審議ですませるつもりなのかという疑念が募るばかりだ。

あぜんとするしかない答弁があった。

法案担当閣僚の森雅子氏が与党議員の質問に、「さらなる改善を今後も、法案成立後も尽くしていく努力もしたい」と答えたのだ。これでは法案に欠陥があるのを自覚しながら、まずは成立ありきの本音を認めたのと同じではないか。

菅官房長官は記者会見で、「法案成立後、運用の段階で不断の見直しを行っていくのは、ある意味で当然のこと」と森氏をかばった。

だが、国民の権利を制限し、民主主義のありように大きな影響を与えかねない重要法案である。そんな一般論で片づけるのはあまりに強引だ。

森氏の答弁には、ほかにもぶれが目立つ。

秘密漏洩で報道機関が強制捜査の対象になるかと問われ、森氏は「ガサ入れ（家宅捜索）が入るということはない」といったんは明言。ところが谷垣法相は「具体的事例に即して検察が判断すべきものだ」と答えた。

また、この法案作成にからむ政府文書がほぼ全面墨塗りで開示されたことに対し、野党議員が全面開示を求めると、森氏は「開示できると思う」。これには内閣官房の官僚がすぐさま「検討する」と言い直す。

どちらが政府の見解なのか、わからない。いずれにせよ、その場しのぎの答弁と言われてもしかたあるまい。

来週中の採決をにらみ、与党は日本維新の会などとの間で修正協議に入っている。

与党は、秘密指定の期間を「原則30年」とする程度の譲歩には応じる構えだ。とはいえ、外部からの検証メカニズムがないまま、実質的に官僚の裁量で幅広い情報を秘密に指定できるという法案の骨格を動かすつもりはなさそうだ。

修正したとしても、残り数日間の審議で採決しようというのでは、乱暴きわまりない。

与党は野党の要求を聞き入れた、野党は与党に法案の欠陥を認めさせた。こんなことを示す国会戦術のための微修正なら、まったく意味はない。

それではすまない重たい問題をはらんだ法案だ。この短い臨時国会で議論が尽くせるわけがない。ここはやはり、廃案にするしかない。

身近な情報にも影

国家秘密なんて大それたものに自分がかかわることはまずない。特定秘密保護法案は遠い世界の話だ。そう考えている人は多いのかもしれない。

でも、本当にそうだろうか。この法案は、一歩間違えれば生活にかかわる情報が市民に明かされなくなる危険をはらむ。

法案のいう「特定秘密」には「テロ防止のための措置」が含まれる。重要施設への警察の警備態勢などがこれに当たる。

問題は、テロ防止の必要性をもちだせば、何でも秘密にされかねないことだ。

今でもこんなことがある。

電磁波による健康被害を心配した神奈川県鎌倉市の市民が、携帯電話の中継基地局の場所の公開を求めた。市は昨年、「破壊活動を誘発する恐れがある」として非開示を決めた。

社会の基盤となる施設を守る必要はわかるが、外から見える施設である。これで法案が通ったら、全国でどれだけ多くのインフラ情報が伏せられるのか。

国がテロを防げと情報秘匿を強めれば、自治体も住民への周知よりセキュリティー優先に傾く。法案は自治体の情報公開を後退させ、やみくもな情報隠しを招きかねない、と情報公開に詳しい弁護士らは懸念する。

原発や基地に限らず、さまざまな生活インフラにも事故や健康被害のリスクはある。市民生活と無縁ではない。

警察情報を除けば、自治体の持つ情報は「特定秘密」には当たらない。が、多くの自治体の情報公開条例には、法令の定めや国の指示があれば情報を非公開にできる規定がある。

秘密保護法に対応するため、自治体が条例にテロ防止関連の規定を新設する可能性もある。

国が秘密にするつもりのない情報まで自治体が伏せてしまう「過剰反応」も起こりうる。

前例がある。個人情報保護法ができたときだ。災害時に自力で逃げられない要援護者の情報を、消防や自治会に提供しない自治体が問題になった。

このときは国が過剰反応を防ぐよう自治体に通知したが、今回は国が自ら秘密のハードルを下げるとは期待できない。そもそも何が秘密にあたるか例示もろくにしていないのに「そんなことまで秘密にしなくていい」と啓発のしようもない。

情報は本来、社会のみんなのためにある。大原則は公開であり、秘密が許されるのは安全上やむをえない場合に限られる。

この法案はその原則と例外をひっくり返し、秘密の範囲を際限なく広げかねない。そこに根本的な欠陥がある。

声 Voice

道徳教科化 平和こそ教えて

無職　倉持　三郎（東京都　81）

道徳を教科に格上げする案がある。そうだ。敗戦まで小学校（当時は国民学校）で教えられていた「修身」を思い出した。そしてそれにまつわる事件と戦争との関係も。

1924年の川井訓導事件だ。長野県の松本女子師範学校付属小の川井清一郎訓導は、視学委員らが視察する修身の授業で国定教科書を使わなかったために休職処分を受け、退職に追い込まれた。修身の国定教科書は今日的視点からみると偏向しており、川井氏が敬遠したのは私には理解できる。教科書はそもそも明治の初めに検定だったが、当時の文部省が1904年から国定にした。国が教育への締め付けを厳しくする中で起きた象徴的な事件だった。

川井訓導事件から13年後に日中戦争が始まった。修身を含めた教科書の国定化は、今から見ると、戦争準備の伏線だったと思われる。その結果は悲惨な敗戦だった。

道徳は、かつて歩んだのと同じ道をたどらないように、国際平和を柱にしたものであってほしい。また、教育現場には、個々の教員が自由に教材を選び、のびのびと指導できる自主性を尊重した柔軟性が確保されている必要がある。その上で、子どもたちに自由と規律の重要性を教えてほしい。

党議拘束外しての議論望む

弁護士　大倉　忠夫（神奈川県　82）

無条件の党議拘束に私はかねてから疑問を抱いていたが、最近の国会を見るに疑問は深まるばかりだ。この国は民主主義国家を自認している。そうであれば、制度の運用においても可能な限り民意を反映するよう努めなければならないはずだ。

昨年12月の衆院選では多くの自民党候補者が農民票をあてにして環太平洋経済連携協定（TPP）反対を表明していた。帰郷した時に見た自民党候補者もTPP反対を前面に出していた。このような公約で当選した議員は党議と自身の公約が矛盾した場合、どちらを優先するべきか。民主主義思想による限り、公約を優先すべきは自明であろう。

政党員であれば党議の拘束を受けるのも首肯できる。だが、選挙公約と党議が矛盾する場合は当選した際の公約を優先しない限り、そこに示された民意は無視される。

特定秘密保護法案もそうである。与党のどの候補者が特定秘密保護法制定を主張して当選したのか。

私は明らかに公約と矛盾する場合や、国民の基本的人権に大きな影響を及ぼす新たな法案などの審議は、党議拘束を外して議論するべきだと思う。そうしなければ民主主義は党議拘束によって制度的に滅ぼされてしまうからである。

脱原発へ首相は大局から臨め

会社経営　中川　浩（北海道　50）

小泉純一郎元首相の「原発即時ゼロ」発言が波紋を呼んでいる。フィンランドの最終処分施設「オンカロ」を視察し、高レベル放射性廃棄物の最終処分がいかに困難か目のあたりにしてのことと聞く。

政府は「電力の安定供給のために原発は必要」と反論しているが、小泉氏の問題提起の答えにはなっていない。

今夏の参院選前に「脱原発」か「原発推進」かが争点であるかのように論じられたが、そもそも、際限なく増え続ける放射性廃棄物の最終処分の解決策がない中で「原発推進」の選択肢は成り立つ根拠がなかったのではないか。

日本国憲法前文には「我々の子孫のために」「国際社会において名誉ある地位を占めたい」という言葉がある。

高レベル放射性廃棄物を際限なく生産し続けることが「子孫のため」になり、いまだ収束しコントロールされているとはいえない原発事故の後で、原発を他国に輸出することが「国際社会の中で名誉ある地位」を築けることになるとは到底思えない。

目先の経済だけを優先させていては、問題は永久に解決しない。安倍晋三首相には大局観をもって、逃げることなくこの問題に真剣に取り組んでほしい。

忘却とは　わずか１年で
　忘れ去られることなり
　　――前首相、君の名は

やく　みつる

朝日川柳　西木空人選

2013・11・16

密室の駆け引きすでに秘密保護　高知県　岡山　茂喜

少子化の片手間でよくできますね　兵庫県　前川　淳

☆「君が代」も強制しないと言ってたの　大阪府　遠藤　昭

医は仁がついに徳にと成り果てる　兵庫県　堀　正和

皇后と違う理由で別の墓　神奈川県　石井　彰

うちだけじゃなかったとみずほ胸を張り　兵庫県　妻鹿　信彦

恋人を待つかのように大使待ち　奈良県　長谷川カズオ

一句、審議大詰め。二句、手抜きだろ。三句、あとはこっちのもの。四句、徳洲会。五句、民草にも苦労あり。六句、真っ黒。七句、メディア。

かたえくぼ

『超人気講座』

偽装を見抜く

――料理教室

（千曲・かじか）

■投稿先
〒104・8661
東京・晴海郵便局私書箱300号
朝日新聞「声」
ＦＡＸ　0570・013579
　　03・3248・0355
メール　tokyo-koe@asahi.com
▶550字以内。「かたえくぼ」は愛称を。「朝日川柳」は１通に２句以内▶住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号（携帯も）明記▶実名原則。他の投稿欄との二重投稿やブログに掲載のもの、メールの添付ファイルはご遠慮下さい▶原稿は返却しません▶本社電子メディアに収録します

若い世代

とかく時間を守るのは難しい

小学生　田中　生芽（千葉県　12）

「もうちょっと早く来てよ。来ないのかなあって思ったじゃん」。僕が友達の家に招待された時、「３時に来て」と言われました。しかし、僕は少し時間を遅らせて午後３時10分に行きました。その時に友達に言われた言葉です。

ほとんどの日本人は待ち合わせには早く行くと思います。でも、僕は違う。なぜなら、早く行ったら「おもてなし」の準備が間に合わず、双方が困ると思うからです。僕が友達の家に宿題を終えてから行ったら、友達も僕を待っている間に宿題を済ませていて、僕が帰ってから宿題をやらずに済んだこともありました。

学校では「５分前行動」と言われます。しかし、時と場合によっては遅らせることの良さもあるはずです。ただその判断を間違えると、とんでもないことになるのはよくわかるので、何より相手や保護者と話し合うことが大切だと思います。

時間とは、難しいものです。

「嫁入り前」が関係あるの？

大学生　蓑原　彩加（東京都　22）

ある女性タレントがテレビ番組で、激しい痛みから登山続行に支障が出た虫歯を抜いた。これについてネット上に「嫁入り前の女性に前歯を抜かせるな」などというコメントが寄せられ、私は残念に思った。

コメントの考え方は女性に古い価値観を押し付けるものに思える。タレントが虫歯になった前歯を収録続行のために抜く自由は、男女に関係なくあるはずだ。また、すべての女性が結婚して嫁にいくわけでもない。コメントの考え方は女性の自由闊達な活動を妨げる。

このようなコメントに限らず、「嫁入り前の娘に……」とか「女性だから体に傷をつけてはいけない」といったような物言いや考え方は、女性の足かせになり活動領域を狭めかねない。

あたかも女性を守るような言い回しで女性を旧弊な価値観の中に抑え込む。こうした言葉に惑わされず、女性は多分野で活動すべきだと思う。

間違ってもいいから発言する

日本語講師　西村　安里子（ドイツ　24）

留学している間、努めて様々な国の人と話すようにしている。先日、ハンガリー、イタリア、ドイツ、ポーランドの友人と一緒にカフェで話す機会があった。食文化、結婚観、互いの国に対する観念など、話題は多岐にわたった。

その中でポーランド人の友人から「日本の学生は授業中に前を向いちゃいけないの？　いつも下ばかり見ている映像を見るよ」と尋ねられた。そんなことはないので、「私が中高生だった時は、わからない問題や答えたくない時に下を向いていた」と答えると、さらに「間違ったら怒られるの？」と聞かれた。「別に怒られはしないが、間違えるのは恥ずかしいことだと思っていた」と伝えると、「だから日本人のイメージはシャイなのね」と納得されてしまった。

教員志望の私にとって、海外の友人からの指摘は面白く、新鮮だった。将来の課題として、若い世代には、間違ってもよいから発言することを伝えなければ、と心に刻んだ。

真の優しさは厳しさ伴う時も

中学生　加藤　彩音（愛知県　14）

真の優しさって何だろう。

私は小学生の頃、テニススクールに通っていた。そこで私は厳しいコーチの指導を受けていた。初めは「嫌だな……」と思っていたが、上達するにつれ、そんな感情はなくなっていった。

ある時、別のコーチの指導を受けた。その人は「大丈夫、できるよ」としか言わなかった。私は、いつものコーチからは具体的に実践できるアドバイスももらっていたので、ただ励ます言葉だけではすぐに行動に移せなかった。その時、いつもの厳しいコーチに心から感謝した。

優しいコーチがいいと思う人もいるだろう。それも当然だが、厳しさがあって、今の自分に生かされていると思う。私は真の優しさとは、相手を心から思いやり、一時的なものでなく、厳しさも後に優しさだったと気付き、自分も相手も成長できるようなものだと思っている。

■ 無断転載を禁止します

記者有論

山形総局　西尾　邦明（にしお　くにあき）

幼稚園バス裁判　地裁勝訴「区切り」ではない

「区切りにはなりません」。宮城県石巻市の自宅を訪ねると、佐藤美香さん(38)はそう言った。東日本大震災で長女愛梨（あいり）ちゃん(6)ら園児5人が犠牲になったことについて、私立日和（ひより）幼稚園の過失を認めた9月の仙台地裁判決の後だった。悲しみに終わりはないのだと思った。

震災から4日目。津波と火災であたり一面が荒廃した中で、佐藤さんは愛梨ちゃんを捜していた。遺体は黒こげになった送迎バスの中で見つかった。私は当時、記者2年目。泣き叫ぶ佐藤さんに、やっとの思いで話しかけた。

「この震災で何が起こったのか伝えたいんです」。佐藤さんは真っ赤な目で「伝えて下さい」と言った。予想外だった。震災の現場で取材は断られてばかりだったからだ。

「なぜ愛梨は死んだのか」。佐藤さんは母親として真実を追い、社会に問うた。どうして津波を警戒せず、高台の安全な幼稚園からバスを出発させ、海側へ下ったのか。

内陸に住む園長は「津波は全く念頭になかった」「園児が寒そうで親元に早く帰したかった」と語った。近くで放送された防災無線の内容によく耳を傾けず、ラジオで情報収集もしなかった。「災害時は保護者のお迎えを待つ」との園のマニュアルは多くの職員が存在すら知らなかった。

地裁判決が導く教訓は、①地震後、海に絶対に近づかない②情報を収集する③マニュアルを周知し訓練する、と当たり前のことばかりだ。一つでも実行していれば命は守れたのに、津波の脅威が強調されてきた三陸沿岸の教育現場でさえ徹底できなかった。

判決は、幼稚園に「情報収集義務」があったことを認定した。「義務」という強い認識に立った備えが必要だ。

遺族の声に耳を傾けることも有効な手立てだ。佐藤さんたちは教員の災害研修や学校の防災教育で、日和幼稚園の悲劇を学んで欲しいと願っている。災害時に不安そうな子どもたちを見て、親元に早く帰してあげたいと考える教育従事者は今後もいるだろう。しかし、今回のような具体例を知ることが、「命を守るために何を優先すべきか」の判断を支えるはずだ。

国や各地の教育委員会は、遺族の声を積極的に取り入れて欲しい。幼稚園側の控訴で審理は仙台高裁に移ったが、佐藤さんたちは法廷外でも「震災」を語り続ける決意だ。子どもの命を守る社会に向け、地裁勝訴は決して「区切り」ではない。